

大分県報

平成二十八年
第二七七八号
五月十三日

（金曜日）

目次

公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正……………

告示

土地改良区の定款変更認可……………

道路区域の変更……………

道路の供用開始（二件）……………

警察本部訓令

大分県警察技能指導官に関する規程の一部改正……………

○公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5月13日

大分県公安委員会規則第7号

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に規定する事務の項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○告 示

大分県告示第二百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成二十八年五月十三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

土地改良区名

所在地

宇佐土地改良区

宇佐市

認可年月日

平二八・四・二五

大分県告示第二百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年五月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

県道飯田高原中村線
玖珠郡九重町大字町田字柿ノ木鈞
三七六七番二から
玖珠郡九重町大字町田字柿ノ木鈞
三七六七番五まで

前

三五・〇
七・五

メートル
九三・〇

後

五三・〇
七・五

メートル
九三・〇

大分県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の

平成二十八年五月十三日

大分県報（告示・警察本部訓令）

二一

大分県警察本部長 松坂規生

別表中「安全運転技能」を

- 「 (1) 術科
 - (2) 安全運転技能
- に改める。

附 則

この訓令は、平成28年5月13日から施行する。

供用を開始する。
その関係図面は、平成二十八年五月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十八年五月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道飯田高原中村線	玖珠郡九重町大字町田字長井野三七四五番一五から 玖珠郡九重町大字町田字柿ノ木約三七六七番五まで	平二八・五・一三

大分県告示第二百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年五月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧にする。
平成二十八年五月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道石井庄手線	日田市大字庄手字中釣四三九番一三から 日田市大字庄手字堀ノ上二五三番一四まで	平二八・五・一五

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第19号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察技能指導官に関する規程（平成26年大分県警察本部訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成28年5月13日